

## 労働者派遣法に基づくマージン率等の情報提供

1	派遣労働者の数	0人（6月1日現在）
2	派遣先の数	0件
3	マージン率	— ※マージンには、派遣元事業者として会社負担する社会保険料、事務担当者の人件費、福利厚生費、研修費等が含まれています。
4	教育訓練に関する事項	積算技術研修等（数回／年、費用会社負担）
5	派遣料金の平均額	—
6	派遣労働者の賃金の平均	—
7	派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別	労使協定を締結している。 （協定書の有効期間終期 令和8年3月31日） ・協定労働者の範囲（土木技術者）
8	福利厚生に関する事項	定期健康診断（年齢により人間ドック費用会社負担）、年次有給休暇・特別休暇、育児・介護休業制度有り

※対象期間 令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日（派遣実績なし）